

## 福祉用具専門相談員養成講座運営規程

- 1、目的  
介護保険制度の円滑な運営に資するため、指定居宅サービスとしての福祉用具貸与事業において必要な知識、技能を有する者の養成を図ることを目的とする。
- 2、講習の名称  
福祉用具専門相談員養成講座
- 3、事業所の所在地  
香川県高松市錦町一丁目22-23
- 4、実施場所  
講義 穴吹カレッジキャリアアップスクール西の丸校舎  
(専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ)  
香川県高松市西の丸町14-10  
演習 穴吹カレッジキャリアアップスクール西の丸校舎  
(専門学校穴吹パティシエ福祉カレッジ)  
香川県高松市西の丸町14-10
- 5、講習期間  
約2か月(全7回)
- 6、受講定員  
40名(最少開講人数:10名)  
開講前日において、申込者が10名以下の場合には開講できない場合があります。
- 7、講習課程  
(別紙1 講習課程)をご参照ください。
- 8、講師氏名  
(別紙2 講師一覧)をご参照ください。
- 9、修了評価の実施方法
  - 修了評価の方法  
全カリキュラム(50時間)を修了した者を対象に、筆記試験(1時間)により行います。
  - 修了評価を行う担当講師  
坂井 利成  
西原 和代  
宮脇 幸子  
廣永 大祐  
中内 英樹  
阿部 美知子
  - 修了評価基準  
100点満点中60点以上で合格

## 10、講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い

## ①②両方の要件を満たす必要があります。

①全カリキュラム（50時間）を遅刻・早退・欠席なくすべて履修。

②①を満たした者を対象に修了評価試験（筆記試験）を行い、100点満点中60点以上で合格。

※欠席・遅刻・早退をされた場合は、1年以内に当校が行う講座にて履修してください。次回開催される講座で履修する場合は、1時間あたり2,000円（消費税込）の補講料が必要です。別途補講授業を設定し実施する場合は、1時間あたり5,000円（消費税込）の補講料が必要です。

ただし、以下の理由で欠席・遅刻・早退をされた場合で、かつ証明する書類を提出された場合に限り補講代を免除いたします。

## 【補講代免除について】

・法定伝染病や学校感染症（インフルエンザ、はしか、おたふくなど）による出席停止で、診断書の提出が可能な場合（頭痛・腹痛・風邪など通常の体調不良は対象外）

・親族（2親等まで）による忌引きで、会葬礼状などの提出が可能な場合（友人、知人の忌引は対象外）

・試験会場に向かう途中に交通事故の被害者となった場合（自損事故、加害者の場合は対象外）

・交通機関の事故・遅延で、遅延証明書等の提出が可能な場合

・台風、地震、大雨、大雪などの天災により外出が危険と高松校が判断した場合（ご自身で判断された場合は対象外）

※②で合格基準に満たなかった場合は、当校指定日に、1時間2,000円（消費税込）の補講後、再テストを実施いたします。

## 11、開 講 時 期（予定）

2回（4月・2月）

## 12、受 講 手 続 き

募集チラシをご参照ください。

初回オリエンテーションの際に、本人確認書類（運転免許証・健康保険証・パスポート・住民基本台帳カード（住基カード）等）にて確認いたします。

## 13、受講料等受講に際し必要な費用の額

35,000円（テキスト代、消費税込み）

- ・ 支払方法 受講料の入金は、現金、カード決済、もしくは口座振込。
- ・ キャンセルした場合 講座開始前に辞退した場合は、受講料を全額返還いたします。講座開始後に退校する場合は、受講料から教材費を除いた額から期間割にて返還いたします。  
※欠席した日の受講料は返還できません。

- ・ 欠席した場合 1年以内に当スクールが行う講座にて欠席科目を履修してください。次回開催される講座で履修する場合は、1時間あたり2,000円（消費税込）の補講料が必要です。別途補講授業を設定し実施する場合は、1時間あたり5,000円（消費税込）の補講料が必要です。

## 14、修了証明書の再発行について

修了証明書の記載事項に変更が発生し修了証明書の書換交付を希望する場合、又は紛失・毀損による再交付を希望する場合は、手数料として500円（消費税込）が必要になります。